

東久留米市公式フェイスブック運用要領

平成 27 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 この要領は、東久留米市（以下、「市」という。）が Facebook（以下、「フェイスブック」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック Facebook 社が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーク・サービスのことをいう。
- (2) 公式フェイスブック 市が設置・運用するフェイスブックページをいう。
- (3) アカウント フェイスブックページを運用するための利用者権限のことをいう。
- (4) 運用方針 公式フェイスブックの運用方針や取り決めをいう。
- (5) タイムライン 投稿した出来事、写真等を時系列に表示する機能のことをいう。
- (6) コメント 市の投稿について、利用者から投稿された感想、意見等をいう。
- (7) いいね！ 市の投稿について、利用者が共感したことを表すことをいう。
- (8) シェア 市の投稿について、その内容を利用者が他の利用者に共有することをいう。

(運営主体)

第 3 公式フェイスブックの運営主体は市とし、アカウントの管理及び投稿の発信は秘書広報課が行う。

2 表示名は東京都東久留米市とする。

(運用者の明示)

第 4 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式フェイスブックの表示名を市ホームページ上に明示するものとする。

2 市の公式アカウントは秘書広報課が管理するアカウントのみとする。

(運用方針の策定)

第 5 公式フェイスブックの運営主体及び発信する内容、発信方法について運用方針を策定するものとする。

(掲載内容)

第 6 公式フェイスブックで、次に掲げるものを投稿するものとする。

- (1) 市ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 市から何らかの手段で市民等に情報提供したもの
- (3) その他秘書広報課長が適当と認めるもの

(制限事項)

- 第 7 他のフェイスブックページ及びアカウントに対しコメントは行わない。ただし、行政機関及び公共的機関等のフェイスブックページ及びアカウント又は秘書広報課長が必要と認める場合はこの限りではない。
- 2 公式フェイスブックに投稿されたコメントに対して回答は行わない。ただし、秘書広報課長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 他のフェイスブックページ及びアカウントへのシェア又はいいね！は行わない。ただし、秘書広報課長が必要と認める場合は、この限りではない。

(ホームページとのリンク)

- 第 8 公式フェイスブックに記載するリンクのリンク先は、原則として市ホームページのみとする。ただし、行政機関及び公共的機関等のホームページ又は秘書広報課長が必要と認める場合はこの限りではない。

(停止又は削除)

- 第 9 市は、運営が困難になった場合、その理由を市ホームページに明記し、公式フェイスブックを速やかに停止または削除するものとする。

(その他)

- 第 10 この要領の実施について必要な事項は、秘書広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。